

「保護預り約款」の一部改正について

平成 27 年 12 月 29 日  
( 下線部変更 )

新	旧
<p><b>( 共通番号の届出 )</b>  <b>第 6 条</b> お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、『番号法』といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p><b>( 当社への届出事項 )</b>  <b>第 6 条の 2</b> 「証券総合取引口座申込書兼保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>( 届出事項の変更手続き )</b>  <b>第 15 条</b> お届け出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>( 解約 )</b>  <b>第 17 条</b> 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>1 ~ 6 ( 省 略 )            7 安藤証券総合取引約款第 5 章 4 1 の によりお取扱いが解約されたとき。            8 ( 現行どおり )</p>	<p>( 新 設 )</p> <p><b>( 当社への届出事項 )</b>  <b>第 6 条</b> 「証券総合取引口座申込書兼保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>( 届出事項の変更手続き )</b>  <b>第 15 条</b> お届け出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>( 解約 )</b>  <b>第 17 条</b> 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>1 ~ 6 ( 省 略 )            ( 新 設 )            7 ( 現行どおり )</p>

付 則

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

「振替決済口座管理約款」の一部改正について

平成 27 年 12 月 29 日  
(下線部変更)

新	旧
<p><b>(共通番号の届出)</b> <u>第 3 条の 2</u> お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、『番号法』といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p><b>(当社への届出事項)</b> <u>第 4 条</u> 申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。</p> <p><b>(振替の申請)</b> <u>第 5 条</u> お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 1・2 ( 現行通り ) ( 削 る )</p> <p>2 ~ 4 ( 現行通り )</p>	<p>( 新 設 )</p> <p><b>(当社への届出事項)</b> <u>第 4 条</u> 申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名等とします。</p> <p><b>(振替の申請)</b> <u>第 5 条</u> お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 1・2 ( 省 略 ) <u>3 振込国債の償還期日又は利子支払期日の 3 営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの。</u></p>

<p>(分離適格振込国債に係る元利分離申請)</p> <p><b>第7条</b> 振替業を営む金融機関等は振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>差押さえを受けたものその他法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>( 削 る )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p><b>第8条</b> 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>差押さえを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>( 削 る )</p> <p>2・3 ( 現行どおり )</p> <p>(届出事項変更手続き)</p> <p><b>第13条</b> お届出事項(氏名若しくは名称、住所又は共通番号)を変更なさるときは、直ちに、当社にお申し出のうえ、当社所定の方法によりお手続き下さい。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票の写」等の書類をご提出又は<u>個人番号カード等をご提示願うこと等</u>があります。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>2～4 ( 省 略 )</p> <p>(分離適格振込国債に係る元利分離申請)</p> <p><b>第7条</b> 振替業を営む金融機関等は振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p><u>1 差押さえを受けたものその他法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。</u></p> <p><u>2 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの</u></p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p><b>第8条</b> 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p><u>1 差押さえを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。</u></p> <p><u>2 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの。</u></p> <p>2・3 ( 省 略 )</p> <p>(届出事項変更手続き)</p> <p><b>第13条</b> お届出事項(氏名若しくは名称又は住所)を変更なさるときは、直ちに、当社にお申し出のうえ、当社所定の方法によりお手続き下さい。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>
--	---

付 則

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

「一般債振替決済口座管理約款」の一部改正について

平成 27 年 12 月 29 日

( 下線部変更 )

新	旧
<p><b>( 共通番号の届出 )</b> <u>第 3 条の 2</u> お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、『番号法』といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p><b>( 当社への届出事項 )</b> <u>第 5 条</u> 申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p><b>( 届出事項の変更手続き )</b> <u>第 12 条</u> 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p>	<p>( 新 設 )</p> <p><b>( 当社への届出事項 )</b> <u>第 5 条</u> 申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p><b>( 届出事項の変更手続き )</b> <u>第 12 条</u> 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p>

<p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成28年1月1日から施行する。</p>	<p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p>
--	---

### 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の一部改正について

平成27年12月29日  
(下線部変更)

新	旧
<p><b>(共通番号の届出)</b></p> <p><b>第3条の2</b> お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、『番号法』といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p><b>(当社への届出事項)</b></p> <p><b>第5条</b> 「申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p><b>(届出事項の変更手続き)</b></p> <p><b>第12条</b> 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により</p>	<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><b>(当社への届出事項)</b></p> <p><b>第5条</b> 「申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p><b>(届出事項の変更手続き)</b></p> <p><b>第12条</b> 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったと</p>

<p>お手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>きは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p>
---	---

### 「株式会社振替決済口座管理約款」の一部改正について

平成 27 年 12 月 29 日  
( 下線部変更 )

新	旧
<p><b>( 共通番号の届出 )</b></p> <p><b>第3条の2</b> お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、『番号法』といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p><b>( 当社への届出事項 )</b></p> <p><b>第5条</b> 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><b>( 当社への届出事項 )</b></p> <p><b>第5条</b> 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p>2 ( 省 略 )</p>

<p>(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)</p> <p><b>第6条の2</b> 当社が前状に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様がたの口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(共通番号情報の取扱いに関する同意)</p> <p><b>第7条</b> 当社は、お客様の共通番号情報(氏名又は名称、住所、共通番号)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p><b>第32条</b> 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成28年1月1日から施行する。</p>	<p>(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)</p> <p><b>第7条</b> ( 同 左 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p><b>第32条</b> 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p>
---	--

**「外国証券取引口座約款」の一部改正について**

平成 27 年 12 月 29 日  
(下線部変更)

新	旧
<p><b>(共通番号の届出)</b> <b>第 24 条</b> 申込者は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、『番号法』といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</p> <p><b>(届出事項)</b> <b>第 24 条の 2</b> 申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、印鑑及び共通番号等を当社所定の書面等により当社に届け出ることとします。</p> <p><b>(届出事項の変更届出)</b> <b>第 25 条</b> 申込者は、当社に届け出た住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続きにより当社に届け出るものとします。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><b>(届出事項)</b> <b>第 24 条</b> 申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び印鑑等を当社所定の書面等により当社に届け出るものとします。</p> <p><b>(届出事項の変更届出)</b> <b>第 25 条</b> 申込者は、当社に届け出た住所(又は所在地)、氏名(又は名称)等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続きにより当社に届け出るものとします。</p>

「短期社債等振替決済口座管理約款」の一部改正について

平成 27 年 12 月 29 日  
(下線部変更)

新	旧
<p><b>(共通番号の届出)</b>  <b>第3条の2</b> お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、『番号法』といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p><b>(当社への届出事項)</b>  <b>第5条</b> 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p><b>(届出事項の変更手続き)</b>  <b>第12条</b> 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。  2 ( 現行どおり )  3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成28年1月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><b>(当社への届出事項)</b>  <b>第5条</b> 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p><b>(届出事項の変更手続き)</b>  <b>第12条</b> 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。  2 ( 省 略 )  3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p>

「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」の一部改正について

新	旧
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様(以下「申込者」といいます。)が<u>特定口座内保管上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。)</u>の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を<u>選択される</u>場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を<u>選択しない</u>旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 申込者が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以降、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を<u>選択しない</u>旨の申出を行うことはできません。</p> <p>(特定保管勘定における保管の委託等)</p> <p>第3条 上場株式等の保管の委託等は、<u>当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場</u></p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様(以下「申込者」という。)が<u>租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいう。以下、同じ。)</u>の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に定める</u>特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を<u>希望する</u>場合には、あらかじめ、当社に対し、<u>租税特別措置法第37の11の4第1項に定める</u>特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を<u>希望しない</u>旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 申込者が当社に対して<u>租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する</u>源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以降、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を<u>希望しない</u>旨の申出を行うことはできません。</p> <p>(特定保管勘定における保管の委託)</p> <p>第3条 特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定(<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第二号に規定されている当該特</u></p>

<p><u>株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。(以下同じです。)</u>において行います。</p> <p>(所得金額等の計算)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ(租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)を受入れます。</p> <p>1 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>2 当社以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>3 当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま<u>す。</u>)により取得した上場株式等</p> <p>4 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>5 申込者が相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>6 特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する</p>	<p><u>定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。)</u>において行います。</p> <p>(所得金額等の計算)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ(租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。)を受入れます。</p> <p>第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>当社以外の金融商品取引業者に開設されている申込者の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。)により取得した上場株式等</p> <p>当社に開設された特定口座に設けられた租税特別措置法第37条の11の3第3項第三号に規定する特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>申込者が贈与、相続(限定承認に係るものを除く。以下、同じ。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。)により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の証券会社に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>特定口座内上場株式等につき、株式の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特</p>
--	--

<p>上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、<u>保管の委託等</u>をする方法により行われるもの</p> <p>7 <u>特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p>8 <u>特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買い取り請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p>9 <u>特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p>10 <u>特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法</u></p>	<p>定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿又は社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>— <u>特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（合併法人の株式のみの交付がされるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式及び当該法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。）に限る。）により取得する当該合併法人の株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿又は社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>— <u>特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（法人税法第2条第十二号の二に規定する分割法人の株主等に同条第十二号の三に規定する分割承継法人の株式のみの交付がされるもの（当該分割法人の株主等に</u></p>
--	--

<p>人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当又は利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。)に限ります。)により取得する当該分割承継法人の株式又は当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>11 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>12 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>13 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの</p> <p>14 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対</p>	<p>当該分割承継法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。)により取得する当該分割法人の株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿又は社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p>— 特定口座内保管上場株式等につき、租税特別措置法第37条の14第1項に規定する株式交換等(同項の規定により当該株式交換等により移転した同項に規定する特定子会社株式の譲渡がなかったものとされる場合に限るものとし、同項に規定する交付金銭等を受ける場合を除く。)により特定親会社から新株の割当により取得する当該特定親会社の株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿又は社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p>(新設)</p> <p>— 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使により取得する株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿又は社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p>(新設)</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法又</p>
---	---

<p>してする方法<u>その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。</u></p> <p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の移管)</p> <p>第8条 当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)第2号に規定する移管は、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。</u></p> <p>(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)</p> <p>第9条 当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)第5号に規定する上場株式等の移管による受入れは、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。</u></p> <p>(年間取引報告書等の送付)</p> <p>第10条 当社は、<u>租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、申込者に交付いたします。</u></p> <p><u>特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付いたします。</u></p> <p><u>当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出いたします。</u></p> <p><u>当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中に申込者が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該申込者からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに申込者に交付いたします。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>は上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行われる単元未満株式の譲渡について、当社を経由する方法のいずれかにより行います。</u></p> <p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の移管)</p> <p>第8条 当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)に規定する移管は、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項及び第12項の定めるところにより行います。</u></p> <p>(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)</p> <p>第9条 当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)に規定する上場株式等の移管による受入れは、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の2第15第三号又は第四号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第16項から第18項までに定めるところにより行います。</u></p> <p>(年間取引報告書等の送付)</p> <p>第10条 当社は、<u>租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、申込者に交付いたします。</u></p> <p><u>なお、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中に取引のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書は交付いたしません。ただし、申込者から請求があった場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(地方税に関する事項)</p>
--	--

<p>( 契約の解除 )</p> <p>第 11 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>～ ( 現行どおり )</p> <p><u>安藤証券総合取引約款第 5 章 4 1 の によりお取扱いが解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</u></p> <p>— ( 現行どおり )</p> <p>( 特定口座を通じた取引 )</p> <p>第 12 条 ( 現行どおり )</p> <p>( 合意管轄 )</p> <p>第 13 条 ( 現行どおり )</p> <p>( 約款の変更 )</p> <p>第 14 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をご通知します。<u>この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 11 条 当社は、申込者から第 2 条第 2 項の特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法の定めに従って、源泉徴収を行います。また、申込者からの変更の依頼がない限り、毎年、当該提出があったものとみなします。</p> <p>( 契約の解除 )</p> <p>第 12 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>～ ( 現行どおり )</p> <p>— ( 新 設 )</p> <p>— ( 現行どおり )</p> <p>( 特定口座を通じた取引 )</p> <p>第 13 条 ( 現行どおり )</p> <p>( 合意管轄 )</p> <p>第 14 条 ( 現行どおり )</p> <p>( 約款の変更 )</p> <p>第 15 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をご通知します。<u>また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等での告知に代える場合があります。この場合、所定に期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>
---	--

「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」の一部改正について

平成 27 年 12 月 29 日  
( 下線部変更 )

新	旧
---	---

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第2条 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の回答等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。)に係るもの)に限り受け入れます。

租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

租税特別措置法第8条の3第2項第二号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(契約の解除)

第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

( 削 除 )

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第2条 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。)に係るもの)に限り受け入れます。

( 新 設 )

租税特別措置法第8条の3第2項第二号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(契約の解除)

第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出が

<p>お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>あったとみなされたとき</p> <p>— お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>— お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p>
---	---

**「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」の一部改正について**

平成 27 年 12 月 29 日  
( 下線部変更 )

新	旧
<p>( 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲 )</p> <p>第 2 条 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等 ( <u>租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の回答等をいいます。</u> ) に該当するもの ( 当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等 ( 租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。 ) に係るものに限ります。 ) のみを受け入れます。</p> <p><u>租税特別措置法第 3 条の 3 第 2 項に規定する国外公社債等の利子等 ( 同条第 1 項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。 ) で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</u></p>	<p>( 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲 )</p> <p>第 2 条 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの ( 当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等 ( <u>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。</u> ) に係るものに限ります。 ) のみを受け入れます。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>

\_\_ 租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第二号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

\_\_ 租税特別措置法第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外株式の配当等で同条第 2 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

\_\_ 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

( 契約の解除 )

第 6 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

( 削 除 )

お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

付 則

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第二号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

租税特別措置法第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外株式の配当等で同条第 2 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

( 契約の解除 )

第 6 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 3 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき

\_\_ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

\_\_ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」の一部改正について

平成 27 年 12 月 29 日  
(下線部変更)

新	旧
<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第 2 条 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の回答等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。)に係るものに限り)のみを受け入れます。</p> <p><u>租税特別措置法第 3 条の 3 第 2 項に規定する国外公社債等の利子等(同条第 1 項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)</u>で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>— 租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第二号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>— 租税特別措置法第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外株式の配当等で同条第 2 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>— 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等とその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 6 条 次の各号の一に該当したときは、この</p>	<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第 2 条 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。)に係るものに限り)のみを受け入れます。</p> <p>(新設)</p> <p>租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第二号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>租税特別措置法第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外株式の配当等で同条第 2 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等とその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 6 条 次の各号の一に該当したときは、この</p>

契約は解除されます。

お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

( 削 除 )

お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

付 則

この改正は、平成28年1月1日から施行する。

契約は解除されます。

お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき

— お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

— お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき